

# 一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会審査日程

日時 令和4年6月9日（木）

民生福祉常任委員会終了後

場所 第2委員会室

～審査内容～

1 議案第41号 令和4年度山陽小野田市一般会計補正予算(第2回)について

## 審査番号① 福祉部

(1) 歳出（特定財源を含む）に係る説明

○ 3-1-1 高齢福祉課

○ 4-1-1、4-1-2 健康増進課（歳入 14-1-3）

(2) 歳出（特定財源を含む）に係る質疑

## 審査番号② 福祉部

(1) 歳出（特定財源を含む）に係る説明

○ 3-1-9 社会福祉課（歳入 15-2-2）

○ 3-2-2、3-2-4 子育て支援課（歳入 15-2-2、18-1-2）

(2) 歳出（特定財源を含む）に係る質疑

## 審査番号③ 市民部

(1) 歳出（特定財源を含む）に係る説明

○ 2-1-16 市民活動推進課（歳入 21-4-3）

○ 2-3-1 市民課（歳入 15-2-1）

(2) 歳出（特定財源を含む）に係る質疑

## 審査番号④ 市民部

(1) 歳出（特定財源を含む）に係る説明

○ 4-2-3 環境課

(2) 歳出（特定財源を含む）に係る質疑

- ※ 1 審査は審査番号ごとに職員を入れ替えながら行います。
- ※ 2 審査の進行状況により、審査の前倒し、先送りを行うことがあります。
- ※ 3 歳出の説明するときに特定財源がある場合は、歳入のページを示し、歳入についても説明をお願いします。
- ※ 4 審査番号④は、午後 2 時から固定とします。

# 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

令和4年6月9日 民生福祉分科会  
議案第41号 補正予算(第2回) 参考資料

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の現金を「プッシュ型」で給付する。

## 1. 対象者

- ① 基準日において世帯全員の令和3年度分又は令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯
- ② ①のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯(家計急変世帯)

※1 ①②ともに、住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。

※2 基準日は、令和3年度住民税非課税世帯は令和3年12月10日、令和4年度住民税非課税世帯は令和4年6月1日。

## 2. 給付額

1世帯当たり10万円

## 3. 実施主体

市町村(特別区を含む)

## 4. 予算措置額合計

15,377億円 (・令和3年度第1次補正予算:14,323億円  
・令和3年度新型コロナウイルス感染症  
対策予備費(3/25):1,054億円)

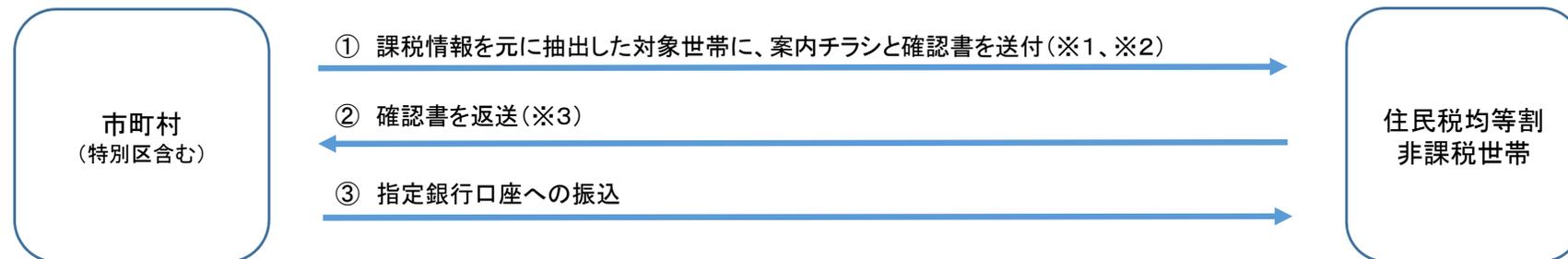
※全額国庫負担(実施にかかる事務費を含む)

## 5. 給付時期

準備が整った市町村から、出来るだけ速やかに開始 (※給付金の申請期限は令和4年9月30日)

## 6. 事業スキーム(イメージ)

《上記①の場合のイメージであり、②の場合は対象者の申請に基づき給付。》



※1 本給付金は公金受取口座登録法上の「特定公的給付」に指定し、マイナンバーを活用した管理や課税情報等の確認を可能にする。

※2 市町村の状況に応じ、特別定額給付金の際の口座情報を活用した簡易な手続き(口座番号等の記載不要)を可能にする。

※3 「住民税が課税されている者の扶養親族のみからなる世帯でないこと」、「振込先口座番号」を確認して返送。

# 支給対象者及び支給実施自治体

## 1. 支給対象者の所得要件（①または②のいずれかに該当すること）

    **要申請**

<p>① 令和3年度分又は令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯</p>	<p>同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和3年度分又は令和4年度分の市町村民税均等割（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）が課されていない世帯又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除されている世帯</p>
<p>② 令和4年1月以降の家計急変世帯</p>	<p>上記①に該当する者以外の世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降の家計が急変し、令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯（同一の世帯に属する者のうち令和4年度分の市町村民税均等割が課されているもの全員のそれぞれの1年間の収入見込額が、市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯をいう。）</p>

※1 ①及び②に関わらず、市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は、所得要件を満たさないものとする。

※2 生活保護世帯については①に含む（給付金は収入認定除外とする）。

※3 ②には、令和3年中の新型コロナウイルス感染症の影響による家計の急変が令和4年1月以降も継続し、令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる場合も含む。

## 2. 支給実施自治体

- ・ 令和3年度住民税非課税世帯：基準日（令和3年12月10日）時点で住民基本台帳に記録されている市町村
- ・ 令和4年度住民税非課税世帯：基準日（令和4年6月1日）時点で住民基本台帳に記録されている市町村
- ・ 家計急変世帯：申請時点の住所地市町村

※1 DV等避難者、虐待等による児童福祉法等の措置入所者で、現在の居住地（措置先）に住民票を移していない場合には、独立した世帯とみなして所得要件を満たす場合には、居住地市町村・施設所在市町村等における給付対象とする。

※2 ホームレス等で、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されていない者について、基準日の翌日以降、居住市町村において住民基本台帳に記録されたときは、当該居住市町村において申請・給付対象者とする。



クーラーボックス



アイスボックス



ステンレス製流し台



ワイヤレスアンプ



ワイヤレスマイク



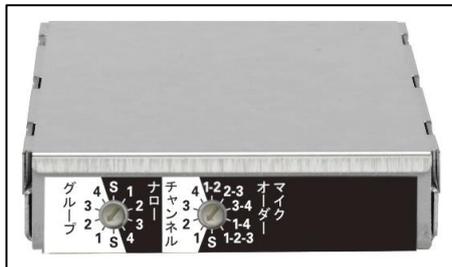
収納カバー



焼きそば焼き機



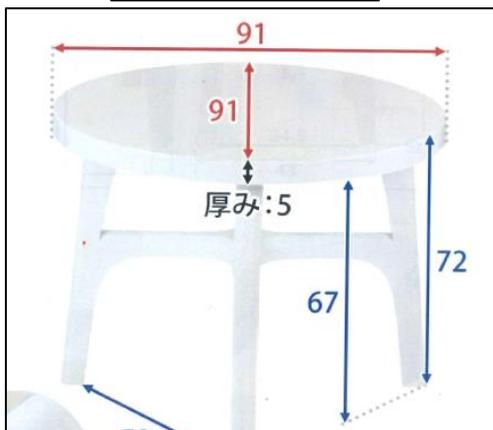
ワイヤレスチューナーユニット



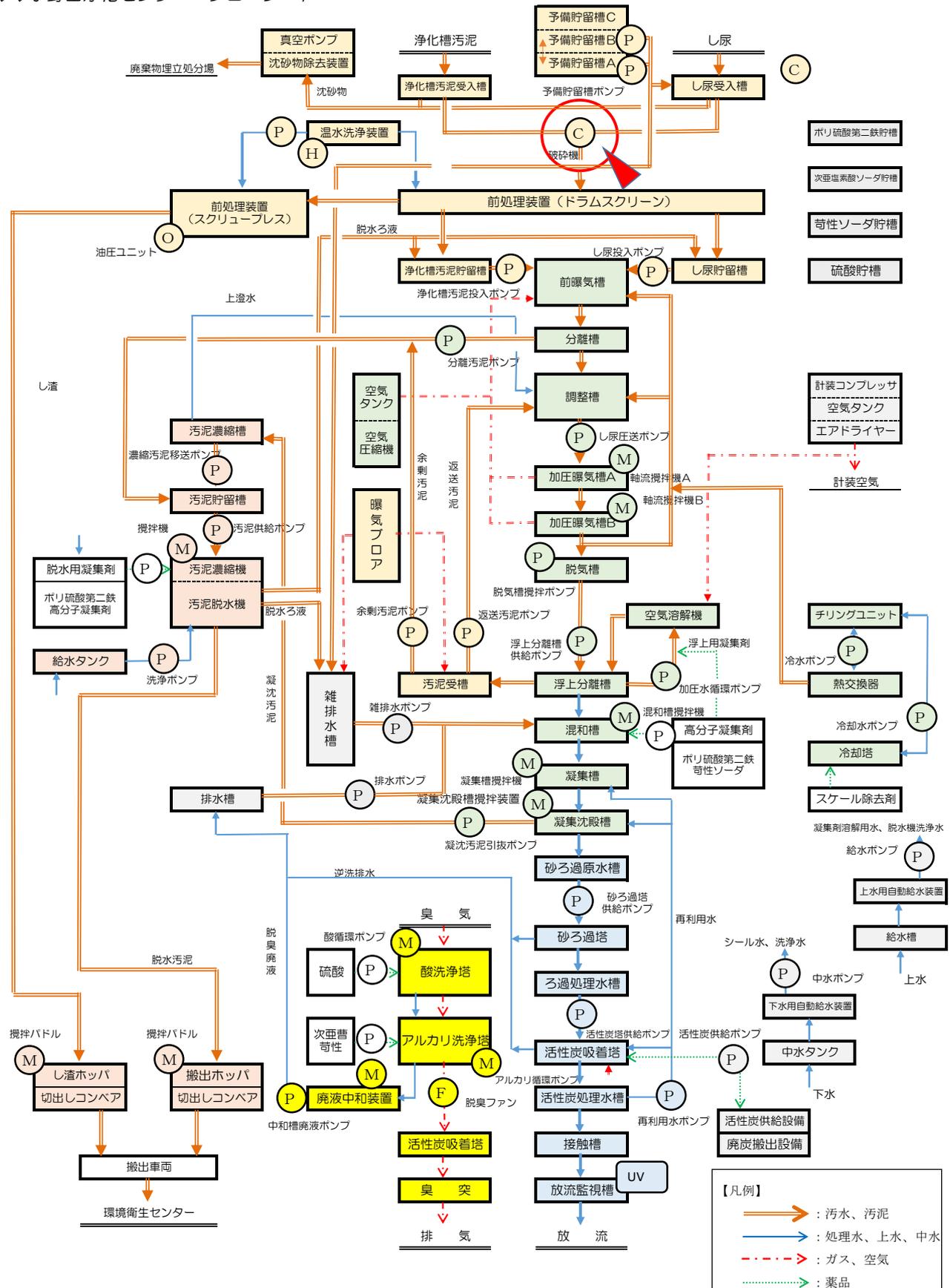
ガーデニングチェア



ガーデニングテーブル



◇◇小野田浄化センター フローシート





写真①(破砕機B号機破損関係)

右側が、破砕機B号機。



写真②(破砕機B号機破損関係)

ラジオペンチの一部

ラジオペンチの一部が破砕機  
B号機の破砕室に侵入し、刃  
組に挟まり破損した。



写真③(破砕機B号機破損関係)

カッティングインペラ  
中央に埋まり込んでいるのが  
折れたシャフト



写真④(破砕機B号機破損関係)

シャフト  
先端が折れた部位  
シャフトの歪み